

社会福祉法人 東海村社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年9月19日～平成32年3月31日までの2年6ヵ月間
2. 内 容

目標1： 既に、子の看護休暇制度を拡充（子の対象年齢の拡大、時間単位での取得を認めている）し、該当職員に周知して運用している。今後は、全職員への情報提供を行うとともに、着実な運用を進める。

<対策>

- 平成29年10月～ 事務連絡文書による職員に周知

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年9月19日～平成32年3月31日までの2年6ヵ月間
2. 内 容

目標1： 既に、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除について、該当職員に周知して運用している。今後は、全職員への情報提供を行うとともに、着実な運用を進める。

<対策>

- 平成29年9月中、再度、法に基づく諸制度について調査
- 平成29年10月～ 制度に関する事務連絡文書を作成し職員に配布

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年9月19日～平成32年3月31日までの2年6ヵ月間
2. 内 容

目標1： 既に、リフレッシュデー（職員の健康管理と所定外労働時間の削減を目的）を設定している。再度、全職員への周知並びに所定外労働時間の縮減を進める。

<対策>

- 平成29年10月～ 事務連絡文書による職員に周知

職員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年9月19日～平成32年3月31日までの2年6ヵ月間

2. 内 容

目標1： 既に、授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できる多目的トイレを整備し、運用している。再度、全職員への周知し、着実な運用を進める。

<対策>

●平成29年10月～ 事務連絡文書による職員に周知